



豊総職第 542 号
令和 5 年 (2023 年) 10 月 20 日

豊中市労働組合連合会
執行委員長 齊藤 健文様

豊中市長 長内 繁樹



会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に関する事項について (申入れ)

日頃より市政の運営にご協力をいただき感謝いたします。

さて、会計年度任用職員については平成 29 年の地方公務員法及び地方自治法の改正により新たに制度が創設され、任用と処遇の適正化がなされてきました。

このたび、地方自治法の一部を改正する法律 (令和 5 年法律第 19 号) が令和 5 年 5 月 8 日に公布 (令和 6 年 4 月 1 日施行) され、当初より支給可能であった期末手当に加え、令和 6 年度から会計年度任用職員への勤勉手当の支給ができることとなりました。

職員の勤務労働条件につきましては、これまでも「労使協議」を基本に対応してきましたが、今回につきましても下記事項の協議を申し入れるとともに、早期の解決に向けてご理解とご協力を要請いたします。

記

1. 会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給について

以上

会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に関する事項について（案）

1 経緯

会計年度任用職員への勤勉手当支給が可能となる内容の地方自治法の一部を改正する法律が令和5年5月8日に公布、令和6年4月1日から施行されることに伴い、豊中市においても会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給する。

2 豊中市の概要（案）

(1) 手当の支給対象者

支給対象者要件は期末手当と同様、6か月以上の任用期間の発令がある会計年度任用職員（ただし、週あたりの勤務時間の設定がない職員を除く。）とする。

※基準日以前1か月以内の退職者は支給対象

(2) 支給条件

勤勉手当支給率は正職員と同様とする。